

第十八編 勞働立法

農商務省の職業組合法案

農商務省が「勞働運動の悪化は往々にして産業組織の根底を破壊し國民思想の紊乱を來し其の影響の及ぶ所側り知る事が出來ない故に組合法を制定して勞働運動に其の進路を指示する事が必用である」との理由の下に作成したと云ふ左の如き職業組合法案が二月各新聞紙により發表された。

職業組合法案

第一條 同一又は類似の職業に於ける労務者は本法に依り職業組合を設立する事を得同一又は類似の職業に於ける使用者並労務者及使用者に付亦同じ

第二條 職業組合は法人とす

職業組合は組合員の雇傭條件の維持改善其の他職業上の利益の保護増進を圖り其の相互協助を爲すを以て目的とす

第三條 職業組合を設立せんとする時は定款を作り行政官廳の許可を受くべし

職業組合の設立は道府縣以下の區劃に依る但し特別の事由ある場合は此限りに非ず

第四條 職業組合の定款は組合員の三分の二以上の同意ある時に限り之を變更すること得但し定款に別段の定めある時は此の限り

に非ず定款の變更は行政官廳の認可を受くるに非らざれば其效力を生ぜず

第五條 職業組合には左の役員を置く

一、組合長一名、一、副組合長若干名、一、評議員若干名、

前項の役員の外定款の規定に依り他の役員を置く事を得

第六條 役員は組合員中より之を選任すべし但必要ある時は組合員に非ざる者より之を選任する事を得

第七條 組合長は組合を代表し組合の事務を統轄す

副組合長は組合長を輔け組合の事務を分掌し組合長事故ある時は之を代理す

評議員は組合長の諮問に應じ及業務の執行並財産の状況を監査す

第八條 組合長は定款の定むる處に依り少なくとも毎年一回通常總會を召集する事を要す

組合長は必要なりと認じる時は何時にもても臨時總會を召集する事を得

組合員五分の一以上より會議の目的たる事項及其召集の理由を示し臨時總會の召集を請求したる時は組合長は之を召集する事を要す、但し此定數は定款を以て増減する事を得

第十條 總會に於ける各組合員の表決權は平等とす

定款に別段の定めある外總會に出席せざる組合員は書面を以て表決を爲す事を得此場合に於ては其組合員は之を出席者と看做す

第十一條 組合は命令の定むる處に依り定款を以て總會に代るべき總代會を設くる事を得

但總代會に於ては解散及分合の決議を爲す事を得ず

前項の場合に依り組合長正當の理由なくして一週間以内に總會召集の手續を爲さざる時は請求者は行政官廳の認可を受け之を召集する事を得

第十二條 民法第五十一條及第八十四條第二

第九條 左に掲ぐる事項は總會の決議を経べし

一、經費收支豫算、二、經費分賦收入法、三

豫算を以て定めたるものを除くの外新に義務を負ひ又は權利を失ふべき行爲、四、共濟

其他の基金の積立管理及處分、五、事業報告及收支決算の承認、六、役員選任又は解任、

七、雇傭條件の維持又は定款の變更九、聯合會を設置し又は之に加入し若くは之より脱退する事、十、解散又は分合

前項の決議を爲すべき總會に於ては第九號及第十號を除くの外組合員の半數以上出席するに非らざれば會議を開く事を得ず但同一事項に付召集したる第二回以後の總會に付ては此限りに非ず

前項の會議の議事は出席者の決議權の過半數を以て之を決す第一號第九號及第十號の決議を爲すには組合員の三分の二以上の同意ある事を要す

號の規定は職業組合に之を準用す

第十三條 行政官廳は職業組合に對し職務に關する報告を爲さしめ業務の執行又は財産の狀況を検査し其他監督上必要な命令を發し及處分を爲す事を得

第十四條 職業組合の決議若くは其役員の行為にして法令に違反し公益を害し其の目的に違背し又は行政官廳の命じたる事項を執行せざる時は行政官廳は左の處分を爲す事を得

一、決議の取消、二、役員の解職、三、解散
第十五條 同一區内に於ける同一又は類似の職業に於ける職業組合は合併するを得合併に依りて解散したる組合の権利義務は合併後存續する組合又は合併に依りて成立したる組合之を承継す

第十六條 職業組合は分割する事を得

職業組合を分割したる時はその定むる處に從ひ分割に依りて成立したる組合其の権利義務を承継す

第十七條 職業組合解散したる時は前二條の場合を除くの外は清算を爲すべし

民法第七十三條乃至第八十三條の規定は職業組合の清算に之を準用す

第十八條 職業組合は之を協同して其目的を達する爲め職業組合聯合會を設立する事を得職業組合聯合會を設立せんとする時は定款を作り主務大臣の認可を受くべし

第十九條 職業組合に關する規定は第十條第一項を除の外職業組合聯合會に之を準用す

第二十條 職業組合の役員其他事務に從事する者正當の理由なくして當該官吏の職務の執行を拒み之を妨げ若くは之を忌避したる時又は職務執行の爲めにする訊問に對し答辭を爲さず若くは虛偽の陳述を爲したる時は三百圓以下の罰金に處す

第二十一條 職業組合の役員其職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若くは約束したる時は三年以下の懲役に處す

前項に掲ぐる者に對し賄賂を交付提供又は約束したる者亦同じ

第一項の場合に於て收受したる賄賂は沒收す若く全部又は一部を沒收すること能はざる時は其價格を追徴す

附則

本法は大正〇年〇月〇日より之を施行す

内務省の勞働組合法案

内務省が臨時産業調査會へ研究草案として提出すべく「労働者が其の共同の利益を保護するが爲め自然に發達し來つた労働者組合の事實を公認し之に一定の保護を與ふると共に相當の責任の下に立たしむるの精神を以て」作つたと云ふ労働組合法案が五月七日發表せられた。即ち左の如くである。

第一條 本法に於て勞働組合と稱するは勞働

條件の維持改善、組合員の共濟、修養其他共同の利益を保護増進するを目的とする勞働者十五人以上の團體又は其聯合を謂ふ

第二條 勞働組合の代表者は組合設立の日よ

り二週間に組合規約を添へ主たる事務所所在地の地方長官に届出づることを要す、

組合規約に變更ありたるとき亦同じ 第三條 勞働組合の規約には左の事項を記載することを要す

一、名稱

二、目的

三、主たる事務所

四、組織

五、組合員の資格に關する規定

六、組合員の加入及脱退に關する規定

七、組合の總會其他の會議に關する規定

八、組合の代表者其他の役員に關する規定

九、組合費、加入金及會計に關する規定

十、組合財產の管理に關する規定

十一、組合の目的たる事業に關する規定

十二、組合規約の變更に關する規定

第十四條 勞働組合は主たる事務所の所在地に於て設立の登記を爲すことを得

第五條 勞働組合の登記すべき事項左の如し

一、第三條第一號及第三號に掲げたる事項

二、設立の年月日

三、理事の住所、氏名

前項に掲げたる事項中に變更ありたるときは一週間内に其登記を爲すことを要す登記前に在りては其變更を以て第三者に對抗することを得ず

第六條 民法第四十四條第一項、第四十五條

第二項、第四十八條、第五十條、第五十二條乃至第六十六條、第六十八條乃至第七十條、第七十二條乃至第八十四條の規定は法人たる労働組合に之を準用す但し總會に付ては組合規約の定むる所に依り組合員中より選舉したる代議機關を以て之に代ふることを得此の場合に於ては總會に關する規定は之を代議機關に準用す

第七條 法人たる労働組合の合併に付ては民法第六十九條の規定を準用す

労働組合が合併を爲したるときは二週間内に合併後存續する組合に付ては變更の登記を爲し合併に因りて消滅したる組合に付ては解散の登記を爲し合併に因りて設立したる組合に付ては設立の登記を爲すことを要す

第八條 労働組合には所得稅及登記料を賦課せす

第九條 雇傭者又は其使用人は労働者が労働組合の組合員たるの故を以て之を解雇し又け組合に加入せず若くは組合より脱退する

ことを履帯條件と爲すこととを解す

第十條 労働組合の組合員は労働條件に關し組合又は組合員と締結したる契約に付損害賠償、違約金又は保證の責務を負ふことなし労働組合が労働條件に關し他の組合と締結したる契約に付亦同じ

第十一條 地方長官は労働組合の事業、財産及事務に關し報告を爲さしむることを得

第十二條 労働組合の選舉又は決議にして法令又は組合規約に違背するときは主務大臣又は地方長官は其の取消を命ずることを得

第十三條 第二條の場合に於て地方長官は組合規約が法令に違背すと認むるときは其變更を命ずることを得

第十四條 前二條の地方長官の處分に對し不服あるときは主務大臣に訴願することを得但し訴願の提起は處分決定の日より二週間に之を爲すことを要す

第十五條 労働組合解散したるときは他に特別の規定ある場合の外第二條の手續に依り地方長官に届出することを要す

第十六條 第二條及前條の届出若くは第十一條の報告を爲さず又は第十三條の命令に違背したる時は組合の代表者其他の役員を五十圓以下の過料に處す其届出又は報告を爲すも實を以てせざるとき亦同じ

第十七條 第十條に違反したる者は五百圓以下の過料に處す

第十八條 刑法第百九十七條及第一百九十八條の規定は労働組合の役員に之を準用す

第十九條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は本法の過料に之を準用す
二百八條の規定は本法の過料に之を準用す

附則

第二十條 本法は大正九年四月一日より之を施行す

第二十一條 本法施行前に設立したる労働組合は本法施行後一週間内に第二條の手續を爲すことを要す

第二十二條 労働組合の登記に付ては産業組合法附則を準用す

憲政會の労働組合法案

憲政會にては一月二十八日本部に於て内務司法農商務聯合部會を開き第四十二議會に提出すべき労働組合法案に付き協議したが戸井嘉作氏外十六名の委員を擧げて調査せしむる事となつた。同會の労働組合法案及び提出理由左の如くである。

労働組合法

第一條 同種若は類似の企業又は之に密接の關係を有する企業に從事することを目的とする労働者は相集りて本法に依り労働組合を設立することを得

前項に屬せざる労働者は別に労働組合を設立することを得
同種若は類似の企業又は之に密接の關係を有する企業の種類及前項の労働組合に關しては主務大臣之を定む

第二條 勞働組合は組合員相互の扶助其の地位及利益の擁護並に上進を以て目的とす

労働の條件又は報酬に關し協同の行爲を爲し又は之が爲め組合員の行爲に制限を加ふるは前項目的の範圍内の行爲と看做す

第三條 勞働組合を設立せんとするときは設立に同意したる者の創立總會を開き定款を議定すべし

前項定款の議定は設立同意者の四分の三以上上の同意あることを要す

第四條 定款には別に定むる所に依り規定することを要するものの外左の事項を規定することを要す

(一)目的(二)名稱(三)事務所(四)區域(五)組織及事務管理の方法(六)資産に關する規定(七)組合員たる資格に關する規定(八)組合員の加入及脱退に關する規定(九)会費加入金手數料又は授業料等の額及拂込方法(十)組合員相互扶助の事業に關する規定(十一)組合員相互又は組合及組合員間の争議裁判の方法を定むる場合には之に關する規定(十二)組合が職業紹介及職工資格の證明を爲す場合には之に關する規定(十三)組合が販賣組合購買組合又は生産組合の事業を爲す場合には之れに關する規定(十四)前數號の外組合の目的たる事業の遂行に關する規定(十五)準備金を置く場合には其の額及積立方法定款は總組合員の四分の三以上の同意あるに非ざれば之を變更することを得ず但し定款に別段の定めあるときは此の

限に非ず定款及其變更是主務大臣の認可を受くべし

第五條 勞働組合は定款の認可を受けたるとときは遅滞なく其の區域を管轄する地方廳に設立の届出を爲すべし

届出に關する事項は命令を以て之を定む地方廳第一項の届出を受けたるときは直に之を公示すべし

前項の公示は法人の登記と同一の效力を有す

第六條 勞働組合は法人とす

第七條 勞働組合には所得稅及營業稅を課せす

組合の爲す行爲に付ては登錄稅を課せず組合と組合員との間の法律行爲に關しては印紙稅を課せず

第八條 勞働組合が組合員相互援助の目的を以て生命保險の事業を營む場合に於ては保險業法を適用せず

第九條 勞働組合が組合員相互援助の目的を以て販賣組合購買組合又は生産組合の事業を營む場合に於ては產業組合法を適用せず

第十條 使用者は使用人に對し其の勞働組合員たるを理由とし雇傭を解くことを得ず

第十一條 勞働組合は少くとも毎年一回組合員の通常總會又は總會に代はる機關の通常會を開くことを要す

必要ありと認むる場合には何時にも臨時總會に代はる機關の臨時會を招集することを得

第十二條 特別の事由に依り總會を開くこと困難なる勞働組合に在りては定款を以て總會に代はる機關を設くることを得

前項機關の組織員は組合員中より之を選舉することを要す

第十三條 總會に代はる機關は定款の議決其の變更解散及合併の決議を爲すことを得ず

第十四條 組合員は總組合員五分の一以上の同意を得て總會の目的及其招集の理由を記載したる書面を提出して總會の招集を理事に請求することを得但し此の定款は定款を以て之を増減することを得

前項の規定は總會に代はる機關を設けたる場合に之を準用す

第十五條 組合員にして總會又は之に代はる機關の招集手續又は其の決議の方法が法令又は定款に違反すと認むるときは決議の日より一箇月以内に其の決議の取消を監督官廳に請求することを得

第十六條 總會及之に代はる機關は理事之を招集す

第十七條 總會又は之に代はる機關の招集は少くとも五日前に其の會議の目的たる事項を示し定款に定めたる方法に從ひて之を爲すことを要す

第十八條 勞働組合に理事及監事を置く理事及監事は總會又は之に代はる機關に於て之を選舉す但し組合設立當時の理事及監

事は定款を以て之を定む

第十九條 理事の任期は三年とし監事の任期は一年とす但定款に別段の定あるときは此の限に在らず

第二十條 理事及監事は何時にも總會又は之に代はる機關の決議を以て之を解任することを得

第二十一條 理事及監事の選舉及解任は總組合員の半數以上出席し其の議決權の四分の三以上を以て之を決す但し定款に別段の定あるときは此の限に非ず

前項の規定は總會に代はる機關を設けたる場合に之を準用す

第二十二條 民法第五十三條乃至第五十五條第五十七條第五十九條第六十三條乃至第六十六條の規定は労働組合に之を準用す

第二十三條 労働組合は主務官廳之を監督す

主務官廳は何時にも理事をして組合の事業及び財産に關する報告を爲さしめ組合の事業及財産を検査し其の他監督上必要な命令には處分を爲すことを得

第二十四條 勞働組合の事業又は行爲が法令又は定款に違反し其他公益を害するの虞あるときは主務官廳は總會又は之に代はる機關の決議を取消し理事監事の改選を命じ組合事業を停止又は組合を解散することを得

第二十五條 民法第六十八條乃至第八十四條の規定は労働組合に之を準用す

第二十六條 勞働組合相互の氣脈を通じ其目的を達成する爲同種の労働組合は労働組合

聯合會を設立することを得労働組合聯合會を設立せんとするときは各組合の聯合總會又は總會に代はる機關の聯合會を開き定款を議定すべし

本法の規定は労働組合聯合會に之を準用す
労働組合聯合會は法人とす

附則
本法は大正九年六月一日より之を施行す
本法施行前に成立する組合にして本法に該當するもの本法施行後二箇月以内に第四條第三項の認可を受けんとする場合には第三條の手續を経るを要せず

理由書

労働者の利益を保護し之が増進を圖る爲其の結社の基礎を樹つるは刻下内外の情勢に鑑み緊切の要務なりと認む是れ本案を提出する所以なり

第七條 疾病保険に關する争議事項は司法裁判所の管轄とす
第八條 疾病保険に關する書類には印紙税を課せず

第九條 疾病保険の事務に關する郵便物は命令の定むる所に依り無料と爲すことを得

第二章 保険範囲

第十條 債主より報償を受けて從業する左記の者は從業の時より疾病保険の被保險者たるべきものとす

一、労働者徒弟及小使

二、事務員及技術員

三、公吏及官署雇員及傭人

四、教員

五、日本の國籍を有する船舶の下級海員

公吏及官署雇員及傭人其の他國家又は公共團體の勞務に從事する者に付ては國家又

險者の基本給料に依り之を量定す

第四條 被保險者の基本給料及保險料に關する規定は勅令を以て之を定む但し保險料は

基本給料の百分の六を超ゆることを得ず類似若は健康證明書を提出せしめ又は當該吏

員をして補主の事務所工場其の他附屬建設物及被保險者の住居に臨検せしむることを得

第六條 疾病保険に關し當該官署に對し未成年者の爲したる行爲は成年者の爲したる行為と看做す

第七條 疾病保険に關する争議事項は司法裁判所の管轄とす

第八條 疾病保険に關する書類には印紙税を課せず

第九條 疾病保険の事務に關する郵便物は命令の定むる所に依り無料と爲すことを得

第二章 保険範囲

第十條 債主より報償を受けて從業する左記の者は從業の時より疾病保険の被保險者たるべきものとす

一、労働者徒弟及小使

二、事務員及技術員

三、公吏及官署雇員及傭人

四、教員

五、日本の國籍を有する船舶の下級海員

公吏及官署雇員及傭人其の他國家又は公共團體の勞務に從事する者に付ては國家又

險料を徴収するものとす

第三條 疾病保険の保險給付及保險料は被保

は公共團體を以て儲主と看做す

儲主より受くる報償とは俸給又は給料の外

被保險者が其の代用として受くる利益配當

現品給與其他の給與を總稱す

現品給與の價額は命令の定むる所に依り市

價に依り政府之を評價す

第十一條 前條第一項第二號乃至第四號に掲

げたる者に於ては其の受くる報償が一年の

所得額七百圓以下なることを要す

第十二條 病癒疾分娩及死亡に關し本法に

準すべき場合に於て他の法令に依り本法と

同等以上の給付を受くる者又は儲主より本

法と同等以上の給付を受くるの保障ある者

は命令の定むる所に依り疾病保険の被保險

者たることを免除せらるゝことを得

第十三條 被保險者が第十條の勞務を去りた

るとき又は第十一條の制限を超過したると

きは疾病保険の被保險者たる資格を失ふ

第十四條 前條により被保險者たる資格を失

ひたる者にして一年以上間断なく疾病保険

の被保險者たりしきは命令の定むる所に

依り任意に疾病保険の被保險者たる事を繼續

することを得

第十五條 前條の被保險者にして一年の所得

額一千五百圓を超過したるとき又は二回以

上引續き保険料の拂込を爲さざるときは疾

病保険の被保險者たる資格を失ふ

第十六條 疾病保険者たるべき義務ある從業

員の從業の開始又は終了、所得の變更其他

疾病保険に關し必要な事項は命令の定む

る所により儲主より當該官署に届出づべし

第三章 保険給付

第十七條 疾病保険の保険給付は疾病給付、

癒疾給付、分娩給付及死亡給付の四種とす

基本給料に依り保険給付を爲すへきことを

定めたる場合には事由發生當時の基本給料

に依る

第十八條 疾病保険の被保險者が故意に因ら

ずして疾病に罹りたるときは被保險者は疾

病期間命令の定むる所に依り左の疾病給付

を受くるものとす但し職業的疾病に罹りた

る者は此の限にあらず

一、醫師の診斷治療を受けしめ必要な薬

劑其の他の治療品を支給す

二、疾病の爲勞務不能となりたるときは發

病後第四日目より毎勞務日に付被保險者

の基礎給料の半額に相當する疾病手當を

支給す勞務不能の事實が第四日目以後に

發生する場合には其の發生の日より支給

す

被保險者が故意に因らずして業務上の傷

害に非ざる傷害又は之に基ける疾病に罹

りたるときは前項を準用す

職業的疾病的種類は命令を以て之を定む

りたるときは前條の四分の一以内の額

給付に代へて命令の定むる所に依り被保險

者を病院に收容し治療をなさしむることを

得

但し左の場合に於ては被保險者の同意を要

せざ

一、疾病の性質に依り自宅治療の不能なる

とき

二、傳染病なるとき

三、斷えず診斷を要すべき病状にありて醫

師が必要を認むるとき

第二十條 前條の場合に於ては被保險者が其

勞務所得のみを以て其の家族を扶養し又は

家族の生計費の大部分に供したるものにあ

りては命令の定むる所に依り疾病手當の半

額に相當する家族手當金を支給す

第二十一條 第十八條第一項第二號及前條の給

付は支給開始の日より起算し六ヶ月を以て

終了す

第二十二條 入院の必要を認むるも實行不能

なるとき又は自宅治療をなさしめ若くは家

族と同居せしむべき重大なる事由あるとき

は被保險者の同意を経て看護人を付する事

を得

前項の場合に於ては疾病手當金の中より命

令の定むる所に依り其の四分の一以内の額

を控除することを得

第二十三條 三年以上繼續して疾病保険の被

保險者たりし者の疾病にして六ヶ月を超

ゆるときは被保險者は從業能の繼續する限

り命令の定むる所に依り其の基本給料の四

分の一に相當する金額の疾病給付を受くる

ものとす

第二十四條 疾病保険の被保險者と爲りたる

後六ヶ月を経過したる產婦は命令の定むる

所により八週間被保険者の基本給料の半額に相當する金額の分娩給付を受くるものとする

前項の分娩給付中六週間分は分娩後支給するを要す

第二十五條 被保険者の同意あるときは前條の分娩給付に代へ命令の定むる所に依り産婦（産婦收容所に收容し又は分娩給付を減じて看護婦を付することを得）

第二十條の規定は産婦を産婦收容所に收容したる場合に之を準用す

第二十六條 被保険者が第十八條に定むる疾病又は傷害若くは之に基ける疾病的結果死亡したるときは命令の定むる所に依り其の相續人は被保険者の基本給料の二十日分に相當する金額の死亡給付を受くるものとす

但し職業的疾病又は業務上の傷害に付ては此の限にあらず
被保険者が疾病給付を受け其の給付期間満了後一年内に死亡し且つ死亡の時迄労務不能なりしども亦前項に同じ死亡給付は相續人なきときは之を埋葬管理人に給す

第二十七條 本章に規定する保険給付を爲し尙疾病保険特別會計に剩餘金ある場合に於ては其の範圍内に於て保険給付を増額し又は支給範囲を延長することを得

前項の場合に關する規定は命令を以て之を定む
第二十八條 六ヶ月以上疾病保険の被保険者たりし者にして失業の爲被保険者たる資格

を失ひたる後三週間以内に保険事故を發生したる場合は命令の定むる所に依り保険給付を受くることを得

第二十九條 第十四條の規定に依り繼續被保險者と爲りたる者は繼續被保險者と爲りたる時より二ヶ月を経過するに非ざれば保険給付を受くることを得ず

第三十條 左の場合に於ては其の期間保険給付を停止す

一、保険給付を請求し得る者禁錮以上の刑

に處せられたるとき又は感化院に收容せられたるとき

二、保除給付を請求し得る者外國に其の住所を移轉したるとき

三、治療中の被保険者が醫師の指揮に従はざるとき

四、被保険者が故意に疾病を招き又は犯罪に因り疾病を招きたるとき

第三十一條 疾病保険の被保険者と爲りたるとき既に疾病に罹りたるものなるときは其の疾病に付ては命令の定むる所に依り保険給付を爲さず又は之を減額することを得

第三十二條 保険給付を受くべき者二年間請求を爲さざるときは請求権は時效に依りて消滅す

第三十三條 保険給付は命令の定むる所に依り被保険者其の家族若くは相續人又は埋葬管理者の申請に基き當該官署之を決定す

第三十四條 保険給付の請求権は之を譲渡すことを得ず

但し法令に別段の定あるときは此の限に在らず

第三十五條 保険給付の請求権は之を差押ふることを得ず

第三十六條 被保険者が疾病に罹りたるとき傷害を受けたるとき、分娩したるとき、又は死亡したるとき、儲主は命令の定むる所に依り當該官署に之を届出づべし

第四章 保険料

第三十七條 疾病保険の保険料は國庫、儲主及被保険者左の割合に依り之を分擔す但し

第十四條の規定に依り繼續被保險者と爲りたる者は保険料の全額を負擔す

一、國庫 保険料の十分の二

一、儲主 保険料の十分の四

一、被保険者 保険料の十分の四

第三十八條 被保険者の從事する職業にして罹病危険率著しく高きものに在りては命令の定むる所に依り其の保険料額を高むることを得

但し第四條の制限を超ゆることを得ず

前項職業の儲主は前項の處分に對し異議を提出することを得

異議及其の決定に關する事項は命令を以て之を定む

第三十九條 前條の割増保険料額は儲主の負擔とす

第四十條 被保險者が本法の規定に依る保険給付を受くる期間は保険料を徵收せず

第四十一條 儲主は命令の定むる所に依り自

己の負擔たるべき保険料額と共に其の使用する被保險者の負擔たるべき保険料額を拂込むべし但し第十四條の繼續被保險者の負擔たるべき保険料額は此限に在らず

第十四條の繼續被保險者は命令の定むる所に依り其の負担たるべき保険料額を拂込むべし

第四十二條 前條第一項に依り儲主の拂込みたる被保險者の負担たるべき保険料額は被保險者の受くべき報償の中より控除すべきものとす

第四十三條 被保險者が同時に二個以上の労務關係を有するときは各儲主は其の保険料に付連帶して其の責に任ず

第四十四條 保険料の徵收に付ては國稅徵收に付ては國稅徵收法の例に依る

前項の徵收金は國稅に次ぎ先取特權を有し其の追徴還付及時效に付ては國稅の例に依る

第五章 審議機關

第四十五條 疾病保險に關し重要な事項を審議せしむる爲疾病保險委員會を置く

疾病保險委員會に關する規定は本法に定むるものゝ外勅令を以て之を定む

第四十六條 本法に基きて發する命令は疾病保險委員會の審議を経ることを要す

第四十七條 疾病保險委員會は政府儲主及被保險者並學識經驗ある者の中より政府に於て委員を命じ之を組織す

第六章 審査機關

第四十八條 疾病保險に關し爭議事項を審査せしむる爲疾病保險審査會を置く

疾病保險審査會に關する規定は本法に定むるものゝ外勅令を以て之を定む

第四十九條 疾病保險に關し民事訴訟を提起せむとするものは疾病保險審査會の審査を経ることを要す

前項の審査を受けたる後一ヶ月を経過したときは訴訟を提起することを得ず

第五十條 前條の審査の請求は時效の中斷に歸しては之を裁判上の請求と看做す

第七章 罰則

第五十一條 正當の理由なくして當該官吏の臨檢を拒み若は之を妨げ又は其の訊問に對し虛偽の答辯を爲し若は答辯を爲さざる者は二百圓以下の罰金に處す

第五十二條 正當の理由なくして被保險者の身體検査又は健康證明書の提出を拒みたるものは五十圓以下の罰金に處す

第五十三條 本法の保険給付を受くる目的を以て故意に不實の告知又は陳述を爲したる者は六月以下の懲役に處す

第五十四條 儲主が故意に被保險者の負擔たるべき保険料額以上の金額を其支拂はるべき給料中より控除したるときは三月以下の懲役に處す

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法施行の期日は勅令を以て之を定む
参考

一、法律改正の結果工場法施行法第二章に改正を加ふるの必要あり
二、其の外同第二章扶助の程度を高くするの必要ありと認む此の爲同勅令第二章に重大する改正を加ふるの必要あり

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

鑛業法中左の通改正す

第八十條 鑛夫故意に囚らすして業務上死亡

律案及び鑛業法中改正法

憲政會

憲政會にては二月一日司法 内務 農商務聯合部會特別委員會を開いて各種の勞動立法に就て討議したが其中、工場法及び鑛業法の改正法案左の如くである。而して此の兩法案は二月十九日衆議院へ提出された。

憲政會にては二月一日司法 内務 農商務聯合部會特別委員會を開いて各種の勞動立法に就て討議したが其中、工場法及び鑛業法の改正法案左の如くである。而して此の兩法案は二月十九日衆議院へ提出された。

工場法中改正法律案

工場法中左の通改正す

第十七條 職工故意に因らずして業務上死亡し又は負傷し若は職業的疾病に罹り又は業務上の負傷又は疾病に因り死亡したるときは工業主は勅令の定むる所に依り本人又は其遺族を扶助すべし

職業的疾病的種類は勅令を以て之を定む

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

参考

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

鑛業法中改正法律案

第八十條 鑛夫故意に囚らすして業務上死亡

し又は負傷し若は職業的疾病に罹り又は業務上の「傷又は疾病に因り死亡したるときは鑛業權者は命令の定むる所に従ひ鑛夫又は其の遺族を扶助すべし

職業的疾病の種類は命令を以て之を定む

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

参考

鑛業法改正とともに大正五年八月農商務省令鑛夫勞役扶助規則中に恰も工場法施行令中におけると同様重要な改正を加ふるの必要ありと認む

國民黨の治安警察法改正案

國民黨代議士植原悅一郎、堀川美哉兩氏は正規の賛成を得て二月十二日左の法律案を衆議院に提出した。

治安警察法中改正法律案

第二條を左の如く改正、政治に關し公衆を會同する集會を開かんとするものは發起人を定め管轄警察署に届出づべし

第三條中『又は第二條』を削る
第四條中『十二時間』を六時間に改む

第五條第一項第三號乃至第五號を除削
第六條第二項中『女子及び』を削る
第八條を左の如く改む

屋外の集會又は多衆の運動若くは群衆にして安寧秩序を紊したる場合に於ては警察官は流會若くは群衆を解散し又は運動を制限

することを得第五條中『違背し』を『違背したる』に改め『其他安寧秩序を紊し若くは風俗を害するの虞ありと認むる』を削る

第十七條を削除

第二十條第一項に違背したる者は二十圓以下の罰金に處す

第二十三條第二十四條第二十六條第二十七條第二十八條第二十九條中『輕禁錮』を『禁錮』に改む
第三十條中『重禁錮に處し』を『禁錮及び』に『罰金に處す』に改む

第三十一條中『重禁錮』を『禁錮』に改む

理由

言論集會の自由を拘束するは專制時代の遺物にして立憲政治の本義に悖るものあり是れ本案を提出する所以なり

尙之と同様の改正法案が第四十三議會へも提出された。

第一回國際労働總會の決議に依り工場法を改正す

べき點

大正八年十月未より華盛頓で開かれた第一回國際労働總會の結果我が現行工場

法は幾多の點で改正を受け大正十一年七月一日より實施されねばならなくなつた

が其の改正要點は左の如くである。此の中（一）より（五）迄は工業に於ける労働時間一日八時間且一週四十八時間に制限する條約案の（六）は工業に傭使し得る幼少者の最低年齢を定むる條約案の、（七）は女子の夜間傭使に關する條約案及び工業に傭使せらるゝ少年の夜業に關する條約案の、（八）は産前及産後に於ける女子の傭使に關する條約案の結果である。

（一）適用範囲

- 一、十人以上ノ職工ヲ使用スル工業
- 二、鑛業、採石業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業
- 三、政府カ著シキ危險アリ又ハ衛生上有害ナル工程ヲ伴フト認定スル事業
- 四、政府カ工場トシテ定メタル一切ノ建築業
- 五、鐵道並ニ船舶ニ依ル運送業

（二）労働時間

- 一、十五歳未滿ノ男女ハ一週四十八時間（尚大正十四年七月一日には之を十六歳未滿と改めねばならぬ）
 - 二、十五歳以上ノ男女ハ一週五十七時間即チハ一週六十時間、鑛山ノ坑内労働ハ一週四十八時間
- 尙此等労働時間に對する制限は繼續的作業を必要とするものにありては一時之を超過し得

るも大正十三年七月一日よりは超過し得なくなる

(三) 休日

二十四時間繼續スル毎週一回ノ休日ヲ凡テノ勞働者ニ與フ

(四) 休憩時間
休憩時間ヲ實際ノ勞働時間以外ニ設ク

(五) 教育
義務教育未終了者ハ絕對ニ其ノ使傭ヲ禁止セラル

(六) 最低年齢

一、十四歳未滿ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

二、十二歳以上ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者

三、現ニ傭使中ノ十二歳以上十四歳未滿ノ幼少者ニ關シテハ経過的規定ヲ設クルヲ得

四、十二歳未滿ノ幼少者ヲ輕易ナル業務ニ傭使シ得ルノ規定廢止

(七) 夜業

女子ハ午后十時ヨリ午前五時マテヲ包含スル繼續十一時間就業禁止

男子ハ十五歳未滿ノ少年(大正十四年七月一日以後ハ十六歳未滿)ニ對シ午後十時ヨリ午前五時マテヲ包含スル繼續十一時間就業禁止例外

イ、不可抗力ニ因ルトキ

ロ、原料又ハ處理中ノ材料ニシテ急速ニ損敗スル虞アルモノヲ取扱フ作業

(八) 産前産後ノ保護

一、適用範圍ハ單ニ工業ノミナラス商業又ハ其各分科ニモ及フ

二、保護ノ内容

イ、產後六週間就業禁止

ロ、產前ト雖モ六週間以内ニ分娩スルコトアルヘキ旨ノ醫師ノ診斷書ヲ提出スルトキハ休業權アリ

ハ、產前產後ヲ通シテ其休業中扶養並ニ附加給與ノ如キ一定扶助ヲ受クルノ權利アリ

ニ、自ラ其嬰兒ヲ哺育スル場合ニハ就業時間中一日二回各三十分間宛ノ哺乳時間ヲ與ヘラル

第一回國際勞働總會に依る鑛業法の改正に就て

第一回國際勞働總會に依る黃磷燐寸禁止に就て

現行鑛業法に於ては其の第七十九條に於て勞働條件に關する規定を農商務大臣の命令に譲つて居るので第一回國際勞働總會の決議直接此の鑛業法を改正するの要なく農商務省令として發布されてある。然し工業勞働に關しては工場法を以て勞働條件を規定し居るに對し鑛山勞働に關しては命令を以て之を定むるが如きは權衝を失するのみならず近時勞働問題

が漸次社會に重要視され來つたのを見るも法律を以てする方妥當なりとの議論もあるから鑛業法に改正を加へ具體的に勞働條件を列記する事になるかも知れぬ。そして其の改正要點は鑛夫の年齢、勞働時間、幼年者及女子の雇傭に關する事項、夜業の禁止、產前產後の保護其他第一回國際勞働總會の決議に係る條約案に定められた内容を具備せるものとの事である。

第一回國際勞働總會の決議に依る黃磷燐寸禁止による由。

第一回國際勞働總會の決議事項たる黃磷使用禁止勸告に基き農商務省は過般來右に關する法律制定の準備を重ねたる結果、黃燃は製造使用輸送等何れの場合と雖も絶対に禁止する事となり全部七ヶ條より成る黃磷使用禁止令なる法規を制定する。